

お知らせ

同時発表：国土交通本省

記者発表資料配
付日時

令和4年7月21日
14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

江の川水系江の川等について 中国地方で初となる特定都市河川に指定

国土交通省では、昨年11月に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和4年7月25日に、江の川水系江の川等計43河川を、中国地方で初となる特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第3条第1項の規程に基づき、令和4年7月25日に、一級河川江の川水系江の川等計43河川について、特定都市河川として指定します。
- 今後、江の川水系江の川等では、法第6条の既定に基づく流域水害対策協議会を組織し、堤防整備・河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 河川部 082-221-9231（代表）

河川部 河川調査官 にし ひろゆき 西 博之（内線3513）

【担当】 河川部 河川計画課長 おおやま りく 大山 璃久（内線3611）

別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた江の川水系江の川等の特定都市河川への指定

「流域治水」の本格的な実践に向けた江の川水系江の川等の特定都市河川への指定

江の川上流部（広島県）の特徴



- 江の川・馬洗川・西城川の3川が合流し、人口資産が集積する三次盆地を形成
- 上流沿川は主に農地が多く集落が点在



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 江の川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.8 前線性豪雨により、江の川支川多治比川の決壊や内水を含め、浸水30箇所、浸水戸数603戸の甚大な被害が発生（上流部ではH30,R2にも浸水被害が発生）
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行（特定都市河川を全国の河川に拡大）
- R4.3 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

床上	床下
105戸	126戸



- 上流部では、R3.8豪雨により支川合流部等で甚大な被害が発生
 - 中下流部（島根県域）まで狭窄部地形が続き、狭窄部の解消は困難、上下流バランスを踏まえ下流に影響を及ぼす整備には長期間を要する
- 河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践**

河川区間：江の川水系江の川他 計43河川
流域面積：670km²（三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部）



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

特定都市河川流域で活用できる
法的枠組み・予算・税制等

- 支川合流部や狭窄部等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、
 - ① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
 - ② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 等により、**特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる**

- ① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
 - ・安芸高田市中心部を流れる多治比川等において、開発等に伴う流出の抑制や土地利用規制等とあわせて実施するハード整備への予算を重点化
- ② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 - ・開口部等の貯留機能を発揮している土地を保全
 - ・水田に降った雨をゆっくりと排水する「田んぼダム」を推進
 - ・流域内の既存ため池の治水活用を検討 等

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用
開発等に伴う流出増への対策の義務化（雨水浸透阻害行為の許可）
リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫（浸水被害防止区域の指定）

貯留機能を有する土地への盛土等に対する勧告等（貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税）
雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税（補助率1/3→1/2,固定資産税1/6→1/2に軽減）

